

平成29年度研修実施計画（案）

裁判所職員総合研修所

目 次

第 1	研修	1
1	管理者層	1
2	中間管理者層	3
3	書記官・家裁調査官・係長等層	5
4	事務官等層	8
5	新採用職員	9
6	CA研修実務試験	10
7	執行官研修	11
8	その他	12
9	研究	13
10	委託研修	14
第 2	養成	15
1	裁判所書記官養成課程	15
2	家庭裁判所調査官養成課程	15

※このほか各分野における課題への取組の進展状況，喫緊の課題の発生等に応じて，裁判所職員総合研修所長において，別途研修を実施することがある。

第1 研修

1 管理者層

(1) 中央研修

(ア)協議会

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
1	研 修 計 画 協 議 会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議し、研修方針の周知徹底を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 1. 11(木) ～ 1. 12(金)	1. 5 日	25	高裁の次長, 首席書記官, 高裁所在地の 首席家裁調査 官

(イ)研究会

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
2	首 席 書 記 官 研 究 会	首席書記官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 6. 27(火) ～ 6. 28(水)	2 日	約30	地・家・簡裁 の首席書記官
3	首 席 家庭裁判所 調 査 官 研 究 会	第 1 回 ----- 第 2 回	首席家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 9. 7(木) ～ 9. 8(金) ----- 29. 11. 21(火) ～ 11. 22(水)	各 2 日 ----- 50	高裁所在地の 首席家裁調査 官 ----- 首席家裁調査 官
4	事務局長研究会 (仮)	事務局長として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る (仮)。	裁判所職員 総合研修所	未定	未定	未定	地・家裁の事 務局長
5	管 理 者 研 究 会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 4. 17(月) ～ 4. 21(金)	5 日	約 100	局長(高裁を除く。), 次長, 事務部長, 首席書記官, 次席書記官, 総括主任書記官, 首席家裁調査官, 次席家裁調査官, 総括主任家裁調査官, 首席技官(最高裁), 次席技官(最高裁)等
6	管 理 者 研 究 会 (支 部 運 営) ※ 司 研 合 同	支部において生ずる諸問題等について研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 5. 24(水) ～ 5. 25(木)	2 日	約40	次席書記官, 次 席家裁調査官, 次長
7	次 席 家庭裁判所調査官等 研 究 会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 9. 27(水) ～ 9. 29(金)	2. 5 日	未定	次席家裁調査 官, 総括主任 家裁調査官

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
8	次 席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する 委嘱研修及び高裁ブ ロック研修の運営等 について研究及び討 議を行うことにより、 研修の充実及び改善 に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	1 日	約50	次席家裁調査 官，総括主任 家裁調査官

2 中間管理者層

(1) 中央研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
9	中間管理者 (裁判部) 研 修	第1回	裁判所職員 総合研修所	29. 10. 17(火) ～10. 20(金)	各 4 日	各 約80	主任書記官, 訟廷管理 官, 訟廷副管理 官, 裁判員調整官, 主任家裁調査官, 速 記管理官, 速記副管 理官
		第2回		29. 11. 14(火) ～11. 17(金)			
		第3回		30. 2. 6(火) ～ 2. 9(金)			
10	中 間 管 理 者 (事 務 局) 研 修	職務遂行に必要な高い 識見及び管理技法を 習得させることに より, 職務意識の高 揚と管理能力の向上 を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 12. 12(火) ～12. 15(金)	4 日	約60	総括企画官, 課 長, 文書企画官, 企画官, 課長補 佐, 首席技官, 営 繕企画官(最高 裁), 班長(最高 裁)
11	課 長 補 佐 研 究 会	近時の事務局を取り 巻く状況の変化に適 切に対応し, その役 割を認識して, より 適正に職務を遂行す るために必要な広い 視野と高い識見を習 得させ, その管理能 力の向上と意識の高 揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	未定	2 日	約30	地・家裁の課長補 佐
12	研 修 指 導 研 究 会	第1回	裁判所職員 総合研修所	29. 5. 30(火) ～ 6. 1(木)	3 日	約50	次席書記官, 総括 主任書記官, 主任 書記官, 訟廷管理 官, 訟廷副管理 官, 裁判員調整 官, 次席家裁調査 官, 総括主任家裁 調査官, 総括企画 官, 課長, 文書企画 官, 企画官, 課長補 佐, 専門官
		第2回		30. 1. 16(火) ～ 1. 18(木)	3 日	約40	
13	実 務 指 導 研 究 会	民 事	裁判所職員 総合研修所	29. 5. 9(火) ～ 5. 10(水)	各 2 日	約40	書記官ブラッシュ アップ研修の講師となる 予定の者
		刑 事		29. 5. 9(火) ～ 5. 10(水)		約40	
		家 事		29. 5. 11(木) ～ 5. 12(金)	各 2 日	約35	
		少 年		29. 5. 11(木) ～ 5. 12(金)		約25	

14	主任 家庭裁判所調査官 研修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 6. 20(火) ～ 6. 23(金)	3. 5 日	未定	主任家裁調査官
----	----------------------	--------------------------------------	----------------	----------------------------	-----------	----	---------

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
15	新任中間管理者 研 修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	5 日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長（最高裁）、主任技官（最高裁を含む）、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

3 書記官・家裁調査官・係長等層

(1) 中央研修

(ア)書記官・家裁調査官

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
16	家事実務研究会 ※ 司 研 合 同	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 11. 7(火) ～11. 9(木)	3 日	約 100	家裁で家事事件を担当する書記官, 家裁調査官
17	少年特別研究会 ※ 司 研 合 同	改正少年審判規則の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより、適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 6. 14(水) ～ 6. 15(木)	1. 5 ～ 2 日	未定	家裁で少年事件を担当する書記官, 家裁調査官
18	少年実務研究会 ※ 司 研 合 同	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 9. 13(水) ～ 9. 15(金)	3 日	約 100	家裁で少年事件を担当する書記官, 家裁調査官

(イ)書記官

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
19	民事実務研究会 ※司研合同	第1回	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 5. 30(火) ～ 5. 31(水)	2 日	各 約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
		第2回		30. 1. 25(木) ～ 1. 26(金)	2 日		
20	刑事実務研究会 ※ 司 研 合 同	刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 11. 28(火) ～11. 29(水)	2 日	約50	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
21	家事特別研究会 ※ 司 研 合 同	後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 10. 11(水) ～10. 12(木)	1. 5 日	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官

(ウ)家裁調査官

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
22	家庭裁判所調査官 特 別 研 修	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 1. 31(水) ～ 2. 2(金)	3 日	約40	家庭裁判所調査官 専門研修終了後、 おおむね1年以上 の実務経験を有する者
23	家庭裁判所調査官 専門研修	第 1 回 ----- 第 2 回	裁判所職員 総合研修所	29. 10. 23(月) ～10. 27(金) 29. 12. 4(月) ～12. 8(金)	各 5 日	未定	家庭裁判所調査官 実務研修終了後、 おおむね3年の実 務経験を有する者、 平成28年度家庭 裁判所調査官応用 研修を終了した家 庭裁判所調査官養 成課程第6期以前 の者
24	家庭裁判所調査官 応 用 研 修	専門的知識及び技能を 応用して、複雑困難な 事件についても円滑な 調査事務の遂行を確保 できる能力の向上を図 る。	裁判所職員 総合研修所	29. 7. 10(月) ～ 7. 14(金)	5 日	未定	家裁調査官任官 後、おおむね3年 の実務経験を有する者

(エ)速記官

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
25	速 記 官 中 央 研 修	裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に 深めさせるとともに、 裁判部の一員としての 職務意識の高揚を図 る。	裁判所職員 総合研修所	29. 7. 5(水) ～ 7. 6(木)	1. 5 日	約20	速記官（速記管理 官及び速記副管理 官を除く。）

(オ)係長等

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
26	係 長 等 (総 務 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識 及び技能を付与すること により執務能力の向上 と職務意識の高揚を図 る。	裁判所職員 総合研修所	29. 6. 6(火) ～ 6. 8(木)	3 日	約50	高・地・家裁本庁 の総務事務を担当 する係長、専門職
27	係 長 等 (人 事 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識 及び技能を付与すること により執務能力の向上 と職務意識の高揚を図 る。	裁判所職員 総合研修所	29. 6. 20(火) ～ 6. 22(木)	3 日	約70	高・地・家裁本庁 の人事事務を担当 する係長、専門職

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
28	係 長 等 (会 計 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 10. 24(火) ～10. 27(金)	4 日	約70	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長, 専門職
29	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画, 実施等に必要な知識及び技能を付与することにより, 執務能力の向上と職務意識の高揚を図り, もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 9. 26(火) ～ 9. 28(木)	3 日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長, 専門職, 主任

(2) 高裁委嘱研修

(ア)書記官

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
30	書 記 官 ブラッシュアップ 研 修	中堅書記官としての職務全般を遂行するのに十分な知識及び技能を付与するとともに, 多様な裁判事務に対する積極的な態度をかん養する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	7 月から 9 月までの間で実施機関が適宜決定	10. 5 日	未定	書記官任用資格取得後 5 年以上の者 (中間管理職以上の者を除く。)

(イ)家裁調査官

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
31	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより, 調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実 施 機 関 が 適 宜 決 定	3 日	約 240	主任家裁調査官, 家裁調査官

(ウ)係長

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
32	新 任 係 長 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実 施 機 関 が 適 宜 決 定	3 日	未定	新たに係長に任命された者

4 事務官等層

(1) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施 場 所	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
33	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	1.5 ～ 3日	未定	採用後7年以上の 行(-)事務官(専門 官以上の職にある 者を除く。)
34	ジャンプアップ 研 修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	3日	未定	採用後7年以上1 0年未満の行(-)事 務官(係長、専門 職以上の職にある 者及び書記官又は 家裁調査官の任用 資格を有する者を 除く。)
35	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	通信研修 実施機関が 適宜決定 ----- 面接研修 実施機関が 適宜決定	9～ 11日 ※1	約 250	採用後1年以上の 行(-)事務官(書記 官又は家裁調査官 の任用資格を有す る者、総合職(I 種、上級)試験合 格者等を除く。)

※1 実施時期により休日を含めた研修期間が異なるため、休日を除く実日数を記載している。

(2) 自庁研修

番号	名 称	目 的	実施 場 所	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
36	ステップアップ 研 修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	2月から3月 までの間で実 施機関が適宜 決定	3日	未定	採用3年目の行(-) 事務官、行(-)技官

5 新採用職員

(1) 中央研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
37	総合職採用職員 初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 4. 7(金) ～ 4.11(火)	3日	未定	平成28年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
38	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	5日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

(3) 自庁研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
39	フォローアップ セミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約 3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、 行(一)技官
40	フレッシュ セミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

6 CA研修実務試験

中央研修

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
41	C A 研修 実務試験	前 期 研 修	書記官としての職務遂行に必要な知識を整理し、応用能力をかん養するとともに書記官に必要な資質及び執務能力を検証する。	裁判所職員 総合研修所	29. 6. 26(月) ～ 7. 14(金)	19日	未定	裁判所書記官任用試験の口述試験に合格した者
		実 務 研 修		実務研修 実施庁	29. 7. 18(火) ～ 8. 18(金)	32日		
		後 期 研 修		裁判所職員 総合研修所	29. 8. 21(月) ～ 9. 8(金)	19日		

7 執行官研修

中央研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
42	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員総合研修所	30. 2. 6(火) ～ 2. 8(木)	3 日	未定	執行官
43	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	29. 6.13(火) ～ 6.16(金)	3.5 日	未定	平成28年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

8 その他

(1) 中央研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
44	情報セキュリティ研	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	29. 10. 3(火)～10. 4(水)	1. 5日	約60	情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者（事務局の課の専門官以上の職にある者）
45	情報処理研修	第1回	裁判所職員総合研修所	29. 5. 16(火)～5. 18(木)	各3日	約60	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(一)職員（家裁調査官を除く。）
		第2回		29. 5. 23(火)～5. 25(木)		約60	

(2) 自庁研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
46	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
47	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	実施機関が適宜決定			高・地・家・簡裁に勤務する職員

9 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
48	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	29. 9 ～30. 3	7 月	未定	書記官、家裁調査官等
49	書 記 官 実 務 研 究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	29. 4. 上旬 ～30. 3. 下旬	1 年	2	書記官
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	29. 7. 中旬 ～30. 2. 中旬	7 月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同 上 (指定研究)		研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	29. 4. 上旬 ～31. 3. 下旬	2 年		家庭裁判所調査官専門研修を終了した者
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)	関係機関における業務の実際に関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	派遣先関係機関及び研究員が所属する家庭裁判所	29. 7. 上旬 ～30. 3. 上旬	8 月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)		矯正研修所及び研究員が所属する家庭裁判所	30. 2. 下旬 ～ 3. 下旬	1 月		家庭裁判所調査官専門研修を終了した者

10 委託研修

番号	委託庁	名 称	人 員
52	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
53	財務省	会計事務職員研修	未定
54		会計事務職員契約管理研修	
55		予算編成支援システム研修	
56		予算担当職員初任者研修	
57		決算書作成システム研修	
58		会計監査事務職員研修	
59	国税庁	税務大学校本科特別研修	未定
60	総務省	情報システム統一研修	未定

第2 養成

1 裁判所書記官養成課程

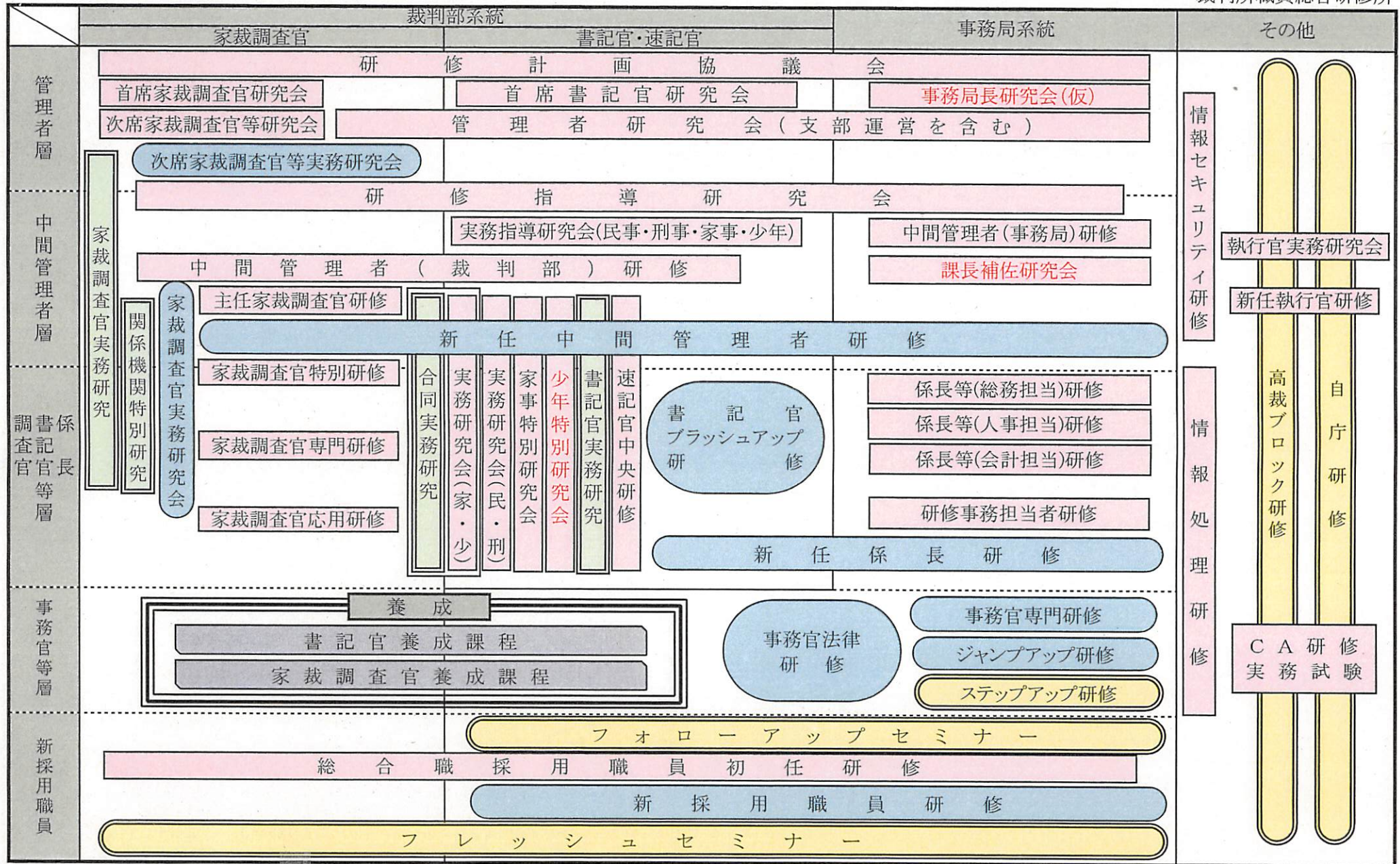
番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対象者
61	第一部	第14期	29. 4. 6(木) 入所, 第1期研修 7. 20(木)～ 実務修習 9. 28(木)～ 第2期研修 30. 3. 1(木) 修了	1年	167	第一部入所試験合格者で, 最高裁が指名したもの
62	第二部	第13期 (2年生)	28. 4. 5(火) 入所 4. 8(金)～ 裁判事務修習 9. 1(木)～ 第1期研修 29. 4. 3(月)～ 第2期研修 7. 20(木)～ 実務修習 9. 28(木)～ 第3期研修 30. 3. 1(木) 修了	2年	57	第二部入所試験合格者で, 最高裁が指名したもの
		第14期 (1年生)	29. 4. 6(木) 入所 4. 11(火)～ 裁判事務修習 9. 1(金)～ 第1期研修 30. 4. 2(月)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 9. 下旬～ 第3期研修 31. 3. 1(金) 修了	2年	61	

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
63	第13期	28. 4. 5(火) 入所 4. 11(月)～ 実務修習 (予修期) 5. 9(月)～ 前期合同研修 7. 25(月)～ 実務修習 29. 9. 1(金)～ 後期合同研修 30. 3. 1(木) 修了	2年	42	平成28年度採用の家裁調査官補で, 最高裁が指名したもの
64	第14期	29. 4. 6(木) 入所 4. 12(水)～ 実務修習 (予修期) 5. 8(月)～ 前期合同研修 7. 24(月)～ 実務修習 30. 8. 下旬～ 後期合同研修 31. 3. 1(金) 修了	2年	42	平成29年度採用の家裁調査官補で, 最高裁が指名したもの

平成29年度裁判所職員(裁判官以外)研修

裁判所職員総合研修所



(注) は中央研修, は高裁委嘱研修, は自庁研修, は研究, は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。
 なお、朱書きは新規計画の研修である。※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

平成29年度研修実施計画一覧表(平成28年度との比較表)

* 研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、●は自庁研修を表す。

平成29年度					平成28年度			備考
番号	研修名等	実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎研修計画協議会	30.1.11(木)～1.12(金)	1.5	25	29.1.10(火)～1.11(水)	2	25	
2	◎首席書記官研究会	29.6.27(火)～6.28(水)	2	約30	28.6.28(火)～6.29(水)	2	30	
3	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 29.9.7(木)～9.8(金)	2	8	28.9.8(木)～9.9(金)	1.5	8	
		第2回 29.11.21(火)～11.22(水)	2	50	28.11.15(火)～11.16(水)	2	50	
4	◎事務局長研究会(仮)	未定	未定	未定	未定	未定	未定	平成28年度は計画外 平成29年度新規計画
5	◎管理者研究会	29.4.17(月)～4.21(金)	5	約100	28.4.18(月)～4.22(金)	5	89	
6	◎管理者研究会(支部運営)(※)	29.5.24(水)～5.25(木)	2	約40	28.5.24(火)～5.25(水)	2	45	平成28年度は司研と一部合同 で実施
7	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	29.9.27(水)～9.29(金)	2.5	未定	28.9.28(水)～9.30(金)	2.5	17	
8	○次席家庭裁判所調査官等 実務研究会	実施機関が適宜決定	1	約50	実施機関が適宜決定	1	約50	
9	◎中間管理者 (裁判部)研修	第1回 29.10.17(火)～10.20(金)	4	約80	28.10.18(火)～10.21(金)	4	72	家裁調査官は第1回及び第2 回に参加 速記官は第3回に参加
		第2回 29.11.14(火)～11.17(金)	4	約80	28.11.15(火)～11.18(金)	4	72	
		第3回 30.2.6(火)～2.9(金)	4	約80	29.2.7(火)～2.10(金)	4	72	
10	◎中間管理者(事務局)研修	29.12.12(火)～12.15(金)	4	約60	28.12.13(火)～12.16(金)	4	62	
11	◎課長補佐研究会	未定	2	約30	28.12.7(水)～12.8(木)	2	22	平成28年度は計画外 平成29年度新規計画
12	◎研修指導研究会	第1回 29.5.30(火)～6.1(木)	3	約50	28.5.31(火)～6.2(木)	3	44	平成28年度は第2回の実施な し
		第2回 30.1.16(火)～1.18(木)	3	約40				
13	◎実務指導研究会	民 事 29.5.9(火)～5.10(水)	2	約40	28.5.10(火)～5.11(水)	2	44	
		刑 事 29.5.9(火)～5.10(水)	2	約40	28.5.10(火)～5.11(水)	2	38	
		家 事 29.5.11(木)～5.12(金)	2	約35	28.5.12(木)～5.13(金)	2	37	
		少 年 29.5.11(木)～5.12(金)	2	約25	28.5.12(木)～5.13(金)	2	23	
14	◎主任家庭裁判所調査官研修	29.6.20(火)～6.23(金)	3.5	未定	28.6.28(火)～7.1(金)	3.5	25	
15	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	223	
16	◎家事実務研究会(※)	29.11.7(火)～11.9(木)	3	約100	28.11.30(水)～12.2(金)	3	100	平成28年度は司研と一部合同 で実施
17	◎少年特別研究会(※)	29.6.14(水)～6.15(木)	1.5～2	未定				平成29年度新規計画
18	◎少年実務研究会(※)	29.9.13(水)～9.15(金)	3	約100	28.9.14(水)～9.16(金)	2.5	99	平成28年度は司研と一部合同 で実施
19	◎民事実務研究会 (※)	第1回 29.5.30(火)～5.31(水)	2	約50	28.5.18(水)～5.19(木)	1.5	50	平成28年度は司研と一部合同 で実施
		第2回 30.1.25(木)～1.26(金)	2	約50	29.1.25(水)～1.26(木)	1.5	50	
20	◎刑事実務研究会(※)	29.11.28(火)～11.29(水)	2	約50	28.11.8(火)～11.9(水)	1.5	50	平成28年度は司研と一部合同 で実施
21	◎家事特別研究会(※)	29.10.11(水)～10.12(木)	1.5	約50	28.10.12(水)～10.13(木)	1.5	50	平成28年度は司研と合同で実 施
22	◎家庭裁判所調査官特別研修	30.1.31(水)～2.2(金)	3	約40	29.1.25(水)～1.27(金)	3	約40	
23	◎家庭裁判所調査官 専門研修	第1回 29.10.23(月)～10.27(金)	5	未定	28.10.24(月)～10.28(金)	4.5	54	
		第2回 29.12.4(月)～12.8(金)	5	未定	28.12.5(月)～12.9(金)	4.5	41	
24	◎家庭裁判所調査官応用研修	29.7.10(月)～7.14(金)	5	未定	28.6.6(月)～6.10(金)	4.5	62	
25	◎速記官中央研修	29.7.5(水)～7.6(木)	1.5	約20	28.7.6(水)～7.7(木)	2	20	
26	◎係長等(総務担当)研修	29.6.6(火)～6.8(木)	3	約50	28.6.21(火)～6.23(木)	3	51	
27	◎係長等(人事担当)研修	29.6.20(火)～6.22(木)	3	約70	28.6.7(火)～6.9(木)	3	68	
28	◎係長等(会計担当)研修	29.10.24(火)～10.27(金)	4	約70	28.10.25(火)～10.28(金)	4	68	
29	◎研修事務担当者研修	29.9.26(火)～9.28(木)	3	約40	28.9.27(火)～9.29(木)	3	39	
30	○書記官ブラッシュアップ研修	7月から9月までの間で実施機 関が適宜決定	10.5	未定	7月から9月までの間で実施 機関が適宜決定	10.5	370	

平成29年度					平成28年度			備考	
番号	研修名等		実施時期	期間	人員	実施時期	期間		人員
31	○家庭裁判所調査官実務研究会		実施機関が適宜決定	3	約240	実施機関が適宜決定	3	241	
32	○新任係長研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	272	
33	○事務官専門研修		実施機関が適宜決定	1.5～3	未定	実施機関が適宜決定	1.5～3	189	
34	○ジャンプアップ研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	208	
35	○事務官法律研修	通信研修	実施機関が適宜決定		約250	実施機関が適宜決定		259	
		面接研修	実施機関が適宜決定	9～11		実施機関が適宜決定	9～11		
36	●ステップアップ研修		2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	
37	◎総合職採用職員初任研修		29. 4. 7(金) ～ 4.11(火)	3	未定	28. 4. 6(水) ～ 4. 8(金)	3	53	
38	○新採用職員研修		実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	342	
39	●フォローアップセミナー		①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	
40	●フレッシュセミナー		採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定	
41	◎CA研修実務試験	前期研修	29. 6.26(月) ～ 7.14(金)	19	未定	28. 7. 1(金) ～ 7.22(金)	22	44	
		実務研修	29. 7.18(火) ～ 8.18(金)	32		28. 7.25(月) ～ 8.26(金)	33		
		後期研修	29. 8.21(月) ～ 9.8(金)	19		28. 8.29(月) ～ 9.16(金)	19		
	◎総括執行官研究会					28. 7.12(火) ～ 7.14(木)	2.5	25	隔年で実施 平成29年度は実施なし
42	◎執行官実務研究会		30. 2. 6(火) ～ 2. 8(木)	3	未定	29. 2. 7(火) ～ 2. 9(木)	3	29	
43	◎新任執行官研修		29. 6.13(火) ～ 6.16(金)	3.5	未定	28. 6.14(火) ～ 6.17(金)	3.5	8	
44	◎情報セキュリティ研修		29.10. 3(火) ～ 10. 4(水)	1.5	約60	28.10. 4(火) ～ 10. 5(水)	1.5	65	
45	◎情報処理研修	第 1 回	29. 5.16(火) ～ 5.18(木)	3	約60	28. 5.17(火) ～ 5.19(木)	3	60	
		第 2 回	29. 5.23(火) ～ 5.25(木)	3	約60	28. 5.24(火) ～ 5.26(木)	3	60	
46	●高裁ブロック研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
47	●自庁研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
48	合同実務研究		29.9～30.3	7月	未定	28.9～29.3	7月	12	
49	書記官実務研究		29. 4. 上旬 ～ 30. 3. 下旬	1年	2	28. 4. 上旬 ～ 29. 3. 下旬	1年	2	
50	家庭裁判所調査官実務研究(個人及び共同研究)		29. 7. 中旬 ～ 30. 2. 中旬	7月	未定	28. 7. 中旬 ～ 29. 2. 中旬	7月	8	
	同上(指定研究)		29. 4. 上旬 ～ 31. 3. 下旬	2年	未定	28. 6. 上旬 ～ 29. 3. 下旬	10月	6	
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)		29. 7. 上旬 ～ 30. 3. 上旬	8月	未定	28. 7. 上旬 ～ 29. 3. 上旬	8月	15	
	同上(心身の鑑別についての研究)		30. 2. 下旬 ～ 3. 下旬	1月	3	29. 2. 下旬 ～ 3. 下旬	1月	3	
61	書記官養成課程第一部	第 1 4 期	29. 4. 6(木) ～ 30. 3. 1(木)	1年	167	28. 4. 5(火) ～ 29. 3. 2(木)	1年	126	平成28年度欄は第13期生
62	書記官養成課程第二部	第 1 3 期(2年生)	28. 4. 5(火) ～ 30. 3. 1(木)	2年	57	27. 4. 3(金) ～ 29. 3. 2(木)	2年	63	平成28年度欄は第12期生
		第 1 4 期(1年生)	29. 4. 6(木) ～ 31. 3. 1(金)	2年	61	28. 4. 5(火) ～ 30. 3. 1(木)	2年	57	平成28年度欄は第13期生
63	家裁調査官養成課程第13期		28. 4. 5(火) ～ 30. 3. 1(木)	2年	42	27. 4. 3(金) ～ 29. 3. 2(木)	2年	42	平成28年度欄は第12期生
64	家裁調査官養成課程第14期		29. 4. 6(木) ～ 31. 3. 1(金)	2年	42	28. 4. 5(火) ～ 30. 3. 1(木)	2年	42	平成28年度欄は第13期生

(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

司法研修所との合同実施状況一覧表（平成16年度～平成28年度）

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実施本数	3	3	3	3	3	3	4	2	6	7	7	7	6
参加人員	138	158	165	179	181	181	197	124	329	427	447	445	394

年 度	研 修 等 の マ 名 等 称	実施時期 (合同実施 日数)	参 加 員 人	備考
16	民事実務（執行）研究会 (民事執行事件における裁判官と書記官との協働)	1/18～20 (2日間)	30	
	刑事実務研究会 (事前準備手続を中心とする裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/14～16 (1日間)	46	
	家事実務研究会 (人事訴訟事件等の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/15～17 (1日間)	書 31 調 31	
17	民事実務（訴訟）研究会 (民事訴訟事件における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	11/16～18 (1日間)	57	
	刑事実務研究会 (裁判員裁判における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/13～15 (1日間)	40	
	少年実務研究会 (年少少年事件等の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/14～16 (1日間)	書 30 調 31	
18	民事実務（簡裁）研究会 (少額訴訟事件の処理に関する裁判官と書記官との連携等の在り方)	11/14～16 (0.5日間)	57	
	刑事実務研究会 (裁判員裁判における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/12～14 (1日間)	46	
	少年実務研究会 (被害者への配慮に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/14～16 (1日間)	書 31 調 31	
19	民事実務（訴訟）研究会 (充実した審理を行うための裁判官と書記官の協働の在り方)	11/14～16 (0.5日間)	58	
	刑事実務研究会 (書記官事務に焦点を当てた裁判員制度運営上の課題)	10/24～26 (1日間)	59	
	家事実務研究会 (人事訴訟事件の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/13～15 (1日間)	書 31 調 31	
20	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における争点整理手続の充実に向けた書記官事務の在り方、争点整理手続の充実に向けた裁判官と書記官の協働の在り方)	11/18～20 (1日間)	58	
	家事実務研究会 (人事訴訟事件の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/18～20 (1日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (被害者等の審判傍聴に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	9/10～12 (1.5日間)	書 30 調 31	
21	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における争点整理手続の充実に向けた書記官事務の在り方、争点整理手続の充実に向けた裁判官と書記官の協働の在り方)	6/3～5 (0.5日間)	58	
	家事実務研究会 (家事調停・家事審判事件の運用に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の協働、連携の在り方)	2/23～25 (1日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (被害者配慮制度の運用に関する諸問題)	9/16～18 (1.5日間)	書 31 調 30	
22	民事実務（訴訟）研究会 (民事裁判手続の具体的な進行段階や事件の性質に応じた書記官事務の在り方、充実した審理を行うための裁判官と書記官の協働の在り方)	6/2～4 (0.5日間)	58	
	家事実務研究会 (家事審判法改正を見据えた家事事件の運用における裁判官、書記官及び家裁調査官の協働、連携の在り方)	2/22～24 (1.5日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (少年審判の運営上の留意点～被害者等による少年審判傍聴事件を中心として～)	9/15～17 (1.5日間)	書 31 調 31	
	特別研究会（倒産） (通常再生事件における運営の在り方及び法人破産事件処理における裁判所の対応力の強化)	7/12～13 (1.5日間)	15	
23	家事実務研究会 (子のある夫婦の離婚調停事件における運用上の諸問題)	2/22～23 (2日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (少年の健全育成に資する事件処理の在り方 ～年少少年事件及び触法少年事件を中心に～（書記官及び家裁調査官） ～被害者等による審判傍聴が行われる期日の運営を中心に～（書記官及び家裁調査官） ～社会調査の活用を中心に～（家裁調査官））	9/14～16 (書 1日間 調 1.5日間)	書 30 調 32	
24	管理者研究会（支部運営） (本庁・支部間の連携の在り方)	5/24～25 (1日間)	次書15 次調15 次長15	
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた考え方と具体的な手法)	5/30～6/1 (0.5日間)	50	
	民事実務研究会（第2回） (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた考え方と具体的な手法)	1/24～25 (2日間)	60	
	家事実務研究会 (家事事件手続法等の施行を契機とした離婚調停手続の運用改善)	2/18～20 (2日間)	書 31 調 31	
25	家事特別研究会 (後見事件の運用、財産管理事件の運用、家事事件手続法施行を巡る諸問題（後見事件、財産管理事件関係）)	12/10～11 (2日間)	50	
	少年実務研究会 (少年事件の事務処理態勢について～在宅事件を中心に～)	9/18～20 (1.5日間)	書 31 調 31	
25	管理者研究会（支部運営） (本庁・支部間の連携の在り方)	5/23～24 (1日間)	次書16 次調16 次長16	
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた実践)	5/29～5/31 (0.5日間)	50	
	民事実務（保護命令）研究会 (保護命令事件を適正かつ迅速に処理するための裁判官と書記官の協働について（仮題）)	1/27～28 (1.5日間)	50	
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/27～28 (1日間)	50	
25	家事実務研究会 (家事事件手続法施行後の家事事件の運用上の諸問題について)	2/19～21 (2日間)	書 48 調 50	

	家事特別研究会 (家事事件手続法下における後見関係事件・財産管理事件の処理を巡る諸問題等)	12/11～12 (1.5日間)	50	
	少年実務研究会 (少年審判の機能強化)	9/18～20 (1.5日間)	書 31 調 50	
26	管理者研究会 (支部運営) (本庁・支部間の連携の在り方)	5/22～23 (1日間)	次書16 次調16 次長15	
	民事実務 (訴訟) 研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働について)	5/28～5/29 (1日間)	50	
	民事実務 (当事者の特性に応じた手続上の配慮) 研究会 (当事者等の特性に応じた配慮を要する民事事件における裁判官と書記官の協働について)	1/15～16 (1.5日間)	50	
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/26～27 (1日間)	50	
	家事実務研究会 (家事事件手続法の趣旨を踏まえた家事事件処理の在り方について)	2/18～20 (2日間)	書 50 調 50	
	家事特別研究会 (これからの後見等監督の在り方と課題)	9/25～26 (1.5日間)	50	
	少年実務研究会 (少年の健全育成に向けた執務の在り方～職種間連携を中心に～)	9/17～19 (1.5日間)	書 50 調 50	
27	管理者研究会 (支部運営) (支部運営における本庁の幹部職員と支部長の役割、連携の在り方)	5/21～22 (1日間)	次書15 次調15 次長15	H24～合同実施
	民事実務 (訴訟) 研究会 (民事訴訟手続において書記官の果たすべき役割と裁判官との連携の在り方)	5/27～28 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	民事実務 (保護命令) 研究会 (配偶者暴力に関する保護命令事件を適正かつ迅速に処理するための裁判官と書記官の協働について)	12/17～18 (1.5日間)	50	
	刑事実務研究会 (刑事事件部における裁判官と書記官の協働について)	11/25～26 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家事調停をめぐる職種間連携の在り方 (仮題))	11/4～6 (2日間)	書 50 調 50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (これからの後見等監督の在り方と課題)	9/10～11 (1.5日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けて～職種間連携を中心に～)	9/16～18 (1.5日間)	書 50 調 50	H17, H18, H20～合同実施
28	管理者研究会 (支部運営) (本庁と支部の連携について)	5/24～25 (1日間)	次書15 次調15 次長15	H24～合同実施
	民事実務 (訴訟) 研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働について)	5/18～19 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/8～9 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携～家事審判と家事調停との連動の観点から～)	11/30～12/2 (3日間)	書50 調50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (成年後見制度の趣旨等を踏まえた後見等監督の在り方、家庭裁判所における不正対応の在り方)	10/12～13 (1.5日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けて～職種間連携を中心に～)	9/14～16 (2.5日間)	書50 調49	H17, H18, H20～合同実施